

## 2

## 手 帳

## 身体障がい者手帳



身体に障がいのある方が、医療の給付、補装具費の給付など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として交付します。

- 窓** □： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる障がい：** ●視覚障がい ●聴覚・平衡機能障がい  
●音声・言語・そしゃく機能障がい ●肢体不自由  
●内部障がい（心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・  
ぼうこうまたは直腸機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・  
肝臓機能障がい）
- 障がいの程度：** 障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。  
※障がい程度等級表は20～21ページに掲載しています。
- 必要なもの：** 指定医師の診断書（所定の用紙は、上記窓口にあります）  
写真（上半身 4cm×3cm）・マイナンバーに係る確認書類
- 等級の変更・追加：** すでに手帳の交付を受けた方で、障がいの程度の変更や新たな障がいの追加がある場合は、指定医師の診断書と手帳を添えて上記窓口へ申請してください。
- 再交付・変更：** 手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は、上記窓口へ届け出てください。
- 居住地の変更：** 居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。
- 返 還：** 手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

## 【手帳申請時の無料診断】

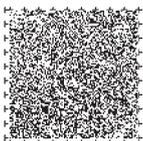
次の医療機関では身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断を無料で受けることができます。

- 医療機関等：** 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、  
大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院
- 手 続 き：** ご利用の際には、身体障がい者手帳無料診断依頼書が必要です。各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で、交付を受けてください。  
※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターは判定機関であるため、診療情報提供書など必要な診療情報をご用意していただく必要があります。  
※上記における大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター以外の医療機関において初診となる場合は、主治医の紹介状（診療情報提供書）等（これにかかる費用は自己負担）をご用意していただく必要があります。
- そ の 他：** 診断できる障がいの種別は、医療機関により異なります。

## 【重度肢体障がい者等訪問診断】

重度の肢体不自由により、移動が極めて困難な方が、身体障がい者手帳や車いすなどの補装具の申請をされる場合は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの医師などが訪問して診断・判定を行います（診断・判定の際に、診療情報提供書など必要な診療情報を用意していただく必要があります）。

- 窓** □： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）



知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために交付します。

**窓** □：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で交付申請を受け付け、次の判定機関で障がいの程度の判定を行います。

**障がいの程度**：障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

**必要なもの**：写真（上半身 4cm×3cm）

**判定機関**：18歳未満の方は、こども相談センター（105ページ参照）  
18歳以上の方は“はーとふる” びらぎ（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 知的障がい担当）（106ページ参照）

**再判定**：療育手帳交付のときに次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける手続きを18歳未満の方はこども相談センター、18歳以上の方は各区保健福祉センター福祉業務担当で行ってください。

**再交付・変更**：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

**居住地の変更**：居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。

**返還**：手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または交付対象に該当しなくなった場合、不要になった場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

## 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために交付します。

**窓** □：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

**障がいの等級**：障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障がいの状態は、それぞれ次に定めるとおりです（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の3）。

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

**必要なもの**：医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）または、障がい年金証書、年金裁定通知書、直近の振込（支払）通知書などの、基礎年金番号及び年金コードが判るものの写し。ただし、障がい年金証書等の写しを添える場合は、年金事務所等への照会に関する「同意書」が必要です。

**手帳の交付**：「大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会」での審査の結果、交付されます（交付されない場合は、交付しない旨の通知書をお送りします）。お送りした交付通知書と写真（上半身 4cm×3cm）を、申請した上記窓口までお持ちください。

**有効期間**：有効期間は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。更新のご案内を、有効期限の3ヶ月前までにお送りします。

**再交付・変更**：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

**居住地の変更**：居住地を変更した場合は、必ず新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は保健所等）へ手帳を添えて届け出てください。

**返還**：手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

